

あきたオレンジ大使（認知症希望大使）の委嘱及び活動に関する取扱要領

（趣旨）

第1 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる社会づくりを進めるため、認知症の本人が自分らしく暮らす姿や思いを発信することで認知症の普及啓発を行う「あきたオレンジ大使」（以下「大使」という。）を設置し、認知症に関する県民の理解を深める。

（委嘱及び任期）

第2 秋田県内在住の認知症の診断を受けてからも自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲があり知事が適任と認める者とする。
2 任期は委嘱日から2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。

（活動内容）

第3 県、市町村等が依頼する認知症理解のための普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行う。
(1) 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
県が開催するイベントでの発表、パネリスト、広報紙等への寄稿、その他の普及啓発活動を行う。
(2) 県の認知症施策検討への参画
(3) キャラバン・メイトへの協力
キャラバン・メイトが講師を務める認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成講座において、体験や希望、必要としていることや自分らしい暮らし等を自らの言葉等で発信する。
(4) その他県や大使本人が必要と認めた活動
市町村や関係団体等からの依頼による活動への協力を行う。

（活動依頼）

第4 県が大使の活動を求めるときは、大使又は活動を共にするパートナー（以下「パートナー」という。）に依頼する。
2 市町村や関係団体等が大使の活動を求めるときは、原則活動希望日の4週間前までに別紙1「活動依頼書」を県に提出するものとする。県は別紙1「活動依頼書」の内容について大使又はパートナーと必要な調整を行い、活動する大使を紹介する。
3 県は、前項の依頼者に対し、大使の活動経費の負担について、理解と協力を求めるものとする。
4 第2項の依頼者は、県から紹介のあった大使又はパートナーに直接活動の依頼を行うものとする。なお、活動終了後、原則1週間以内に別紙2「活動報告書」を県に提出する。

（謝礼等）

第5 前条第1項の活動については、県は、活動を行った大使及びパートナー（1名まで）に謝礼及び旅費を別途定める基準により支払うものとする。
2 前条第2項の依頼による活動については、謝礼及び旅費は依頼者の負担とする。

附則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。
この要領は、令和7年2月6日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。